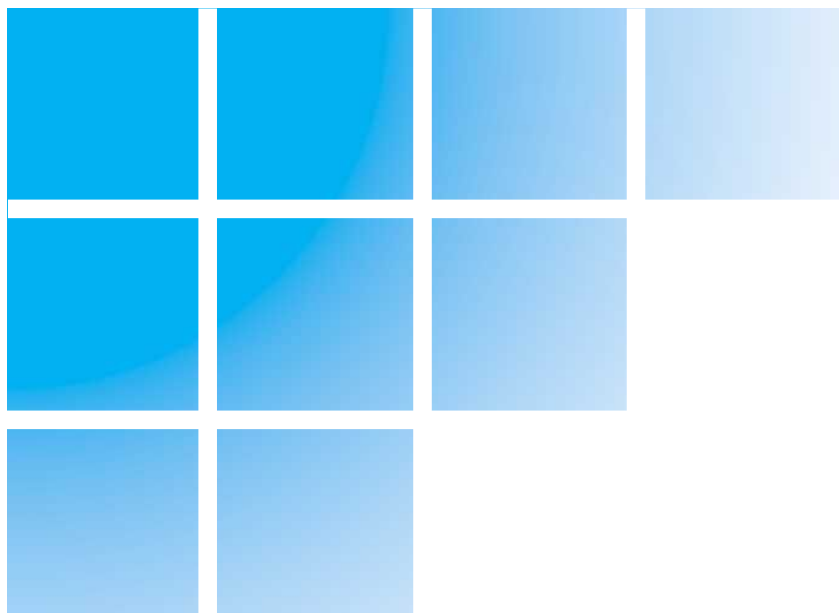




第2次

士別市環境基本計画 (案)

2026 - 2033



はじめに

豊かな自然と人々の暮らしが調和する「羊のまちしべつ」として、本市では、これまで第1次環境基本計画のもと、市民・事業者・行政が一体となって、環境保全と暮らしの質の向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、国内における環境をめぐる状況は、これまで以上に変化とその対応を求められています。わが国では、2030年度における温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%削減とし、さらにその先の50%超の削減に挑戦を続ける姿勢を示しています。また、「2050年カーボンニュートラル（排出実質ゼロ）」の実現に向け、エネルギーの転換、産業構造の変革、地域・生活両面での脱炭素社会づくりが国策として進められています。近年では、全国的に猛暑や大雨などの気候変動の影響が顕著となり、北海道においても降雪量や気温の変化、森林資源や農畜産業への影響など、地域の環境を取り巻く課題が多様化しています。加えて、エネルギー価格の高騰や資源の制約を背景に、再生可能エネルギーの導入促進や資源循環の強化など、地域自立型の環境施策が求められています。また、資源の枯渇や廃棄物の増加を背景に、循環型社会（使い捨てから再生・再利用へ）を目指す動きが全国的に展開され、法律整備や地域モデルの実証が進められています。自治体においても「地域循環共生圏」といった資源循環・地域再生型の取り組みが広がり、地域の特性を活かしながら、環境・経済・社会を一体として捉える視点がより重要となっています。

本計画は、こうした国の方針や社会の潮流を受け止めつつ、「第2次士別市環境基本計画」として策定するものです。今後を見据え、行政のみならず、市民・事業者・地域団体が主体的に参画し、地域資源を守り活かし、連携と協働によって、より良い環境と暮らしの調和をめざしてまいりますので、市民の皆さま、事業者の皆さま、地域団体の皆さまの引き続きのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和8年（2026年）3月



士別市長 渡辺 英次

目 次

第1章 基本方針

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 対象とする環境施策の範囲	3
4 計画の期間	4

第2章 施策の展開

1 理想的な将来像	5
2 基本目標と取組方針	6
① 生活環境の保全	6
② 生物の多様性の確保	8
③ 多様な自然環境の保全	9
④ 潤いと安らぎのある環境の創造	11
⑤ 調和のとれた景観の形成	12
⑥ 循環型社会の形成	13
⑦ 地球環境の保全	16

第3章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	19
2 計画の進行管理	20
3 市民意見の反映	20
4 計画の見直し	20

●用語解説	21
-------------	----

第1章 基本方針

① 計画策定の背景と目的

近年、地球規模での環境問題は気候変動をはじめとして、かつてない速度で深刻化しています。記録的な高温や異常気象、森林火災、洪水、干ばつなどが頻発し、人々の生命や生活に大きな影響を与えています。こうした状況を踏まえ、国際社会では2015年に採択された「パリ協定」に基づき、世界共通の温室効果ガス排出削減目標のもと、気候変動対策を進める新たな時代に入りました。また、同じく2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、環境・経済・社会の三側面が調和した持続可能な社会の実現が求められており、脱炭素化、資源循環、生物多様性の保全、自然災害への適応など、幅広い分野での行動が世界的課題となっています。さらに、2021年の第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）や2022年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、より踏み込んだ国際目標が掲げられ、各国がより具体的な行動計画の実行を迫られています。

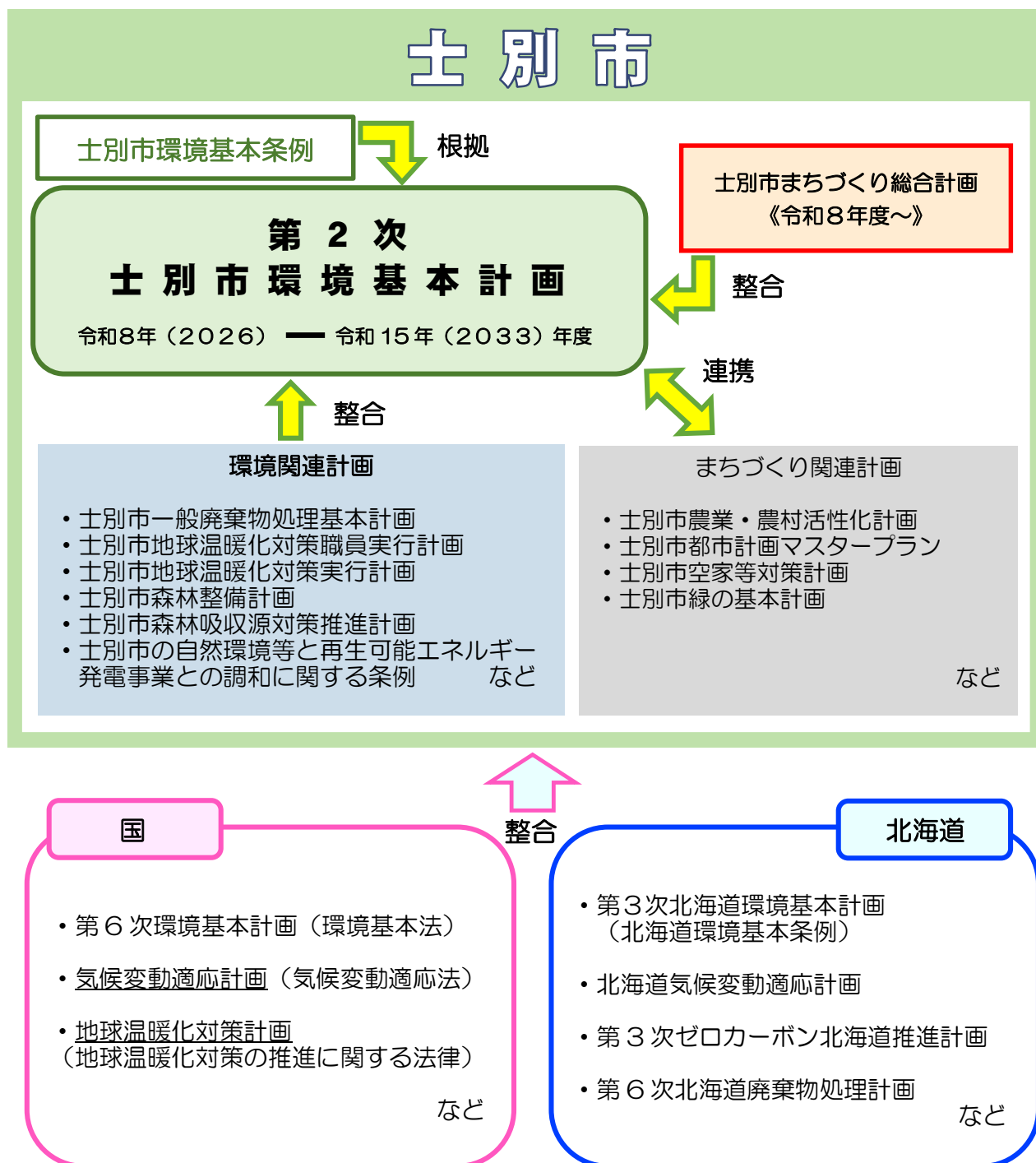
このような中、国では「2050年カーボンニュートラル」の実現を国家目標として掲げ、2030年度には温室効果ガスを2013年度比46%削減する目標を設定しています。また「第6次エネルギー基本計画」や「GX（グリーントランスフォーメーション）推進戦略」により、再生可能エネルギーの導入拡大、地域分散型エネルギーシステムの構築、資源循環型社会の推進が全国的に進められています。一方で、気候変動に起因する異常気象や自然災害の頻発、資源・エネルギー価格の高騰、地球規模での生態系の変化は、地方都市においても無関係ではありません。

本市においても、積雪や気温の変化、森林や水資源への影響、農林畜産業の生産環境の変化などが見られ、地域の自然環境と暮らしの在り方を見直す時期を迎えています。このような国内外の情勢の変化を踏まえ、本市では今後を見据えた新たな環境施策の方向性を示すため「第2次士別市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」や北海道の「環境基本計画」など上位計画との整合を図りながら、本市の環境に関する基本的な方向性を定め、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で環境保全に取り組むための指針とすることを目的としています。本計画を通じて「永久に天塩の流れと緑に育まれ、豊かで環境にやさしいまち士別」の実現をめざし、次世代へと豊かな環境を引き継ぐ責任を果たしてまいります。

② 計画の位置づけ

本計画は、士別市環境基本条例第9条に基づいて策定したものであり、本市がめざすべき望ましい環境像の実現のための具体的な施策を明らかにします。なお、策定にあたっては、「士別市まちづくり総合計画」のほか、国及び北海道や本市の環境関連計画との整合・連携を図りつつ、環境行政の基本的方向性を示します。



③ 対象とする環境施策の範囲

「環境」とは包括的な概念であり、その範囲を明確に示すことは困難です。また、取り組みの範囲も時代や社会環境により変化するものです。本計画が対象とする環境保全施策の範囲については、土別市環境基本条例第8条に規定する施策の基本方針を踏まえ、国や道の環境基本計画との整合を図り、次のとおりとします。

- ・ 大気、水、土壌などの良好な生活環境の保全
- ・ 野生生物の種の保存など生物の多様性の確保
- ・ 森林、農地、河川、水辺地など、多様な自然環境の保全
- ・ 豊かな自然とのふれあいなど潤いと安らぎのある環境の創造
- ・ 調和のとれた景観の形成による快適な環境の創造
- ・ 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用など循環型社会の形成
- ・ 地球温暖化防止、オゾン層保護など地球環境の保全

●参考：土別市環境基本条例第8条（施策の基本方針）

第8条 市は、環境の保全・創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

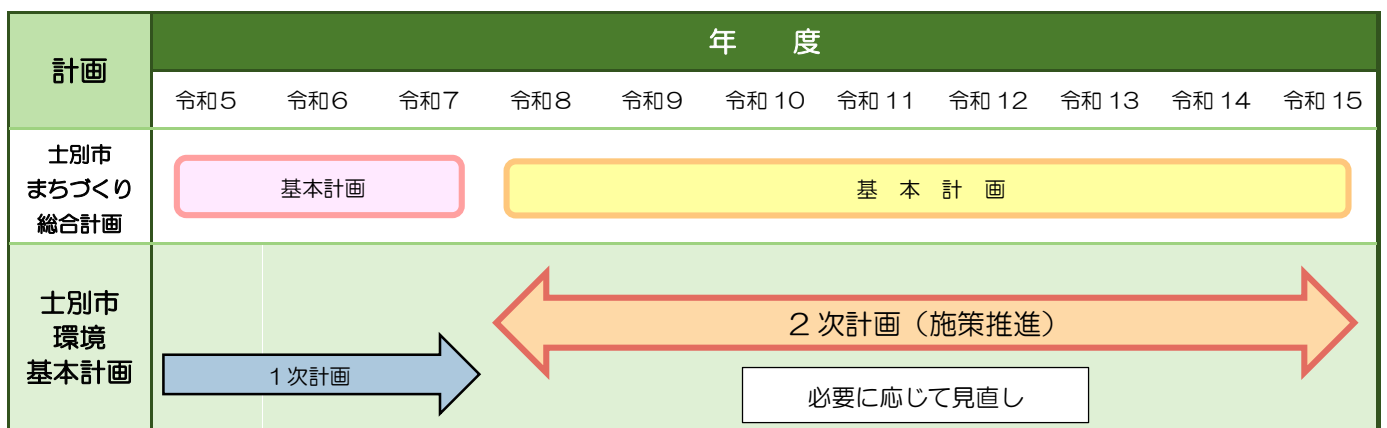
- (1) 人の健康が保護され、生活環境の保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、河川、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の個性を生かしたうるおいとやすらぎのある環境を創造すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

④ 計画の時期

本計画の期間は、「第2次士別市まちづくり総合計画」と連動し、令和8（2026年度）を初年度に、令和15（2033年度）までの8年間とします。

なお、本計画の期間中において、社会情勢や環境の変化に対する柔軟な対応を目的に、必要に応じた計画内容の見直しを行います。

士別市まちづくり総合計画と士別市環境基本計画の期間



第2章 施策の展開

① 理想的な将来像

本市は、北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々に囲まれ、北海道第2の大河「天塩川」の源流域の豊富な水と緑豊かで肥沃な大地に恵まれた地域です。

これらの恵まれた自然を、良好な状態で次世代へ引き継いでいくことが、現代を生きる私たちの責務であることから、本計画における「理想的な将来像」は、次の5つのまちの考えを基本とし、地域環境の現況などを踏まえて、次のように設定します。

天塩の恵みに育まれた豊かな自然と、そこに息づく動植物たちが、市民とのふれあいの中で守り育てられていくまち

循環型資源である堆肥の活用など、土づくりを推進し、活気のある農業を推進するまち

環境保全活動を積極的に推進し、環境と調和しながら商工業を発展させるまち

理想的な将来像

「永久に天塩の流れと緑に育まれ、

豊かで環境にやさしいまち士別」

環境にやさしいきれいな景観を市民みんなで創造し、住みよい住環境をつくるまち

これらの取り組みが、多くの市民の手によって士別の将来を担う次世代の人たちに受け継がれていくまち

② 基本目標と取組方針

「理想的な将来像」の実現に向け、士別市環境基本条例第8条に規定する施策の基本方針に基づき、次のとおり基本目標と取組方針を設定します。

①

基本目標：大気、水、土壌などの良好な生活環境の保全

（取組方針）

- 自然豊かな士別市の空気と水を守るため、大気環境や水環境の保全活動を推進します。
- 住みよい士別市の創造を図り、土壌汚染や住環境悪化の防止対策に努めます。

現状と課題

【大気】

大気汚染の主な原因は、工場・事業所等からの排出物質や自動車の排気ガスが挙げられますが、近年においては近隣諸国による「PM2.5」をはじめとする大気汚染物質のわが国への飛来など、経済発展に伴う汚染拡大が懸念されています。

本市では、重大な大気汚染に至るような事例はありませんが、今後も人や自然環境への健康被害を未然に防ぐため、継続的な取り組みが必要です。

【水質】

市内を流れる河川のうち、天塩川（中士別橋、朝日橋）に環境基準点が設けられており、いずれも環境基準を満たす数値となっています。

本市では、現在まで環境破壊につながる水質汚濁等は見られませんが「水質汚濁防止法」等の法令に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的に、国・道などとの連携体制が必要です。

【騒音・振動】

本市においては、主に中央市街地区が「騒音規制法」「振動規制法」に基づく規制地域となっており、工事現場における特定建設作業に関する届出等、対策も適切に行われ、ここ数年は騒音・振動に関する苦情もなく、良好な状態となっています。引き続きこの良好な状態を保つよう多角的な視点にて対応を続けます。

【悪臭】

本市においては、主に中央市街地区が「悪臭防止法」に基づく規制地域となっています。

農業を基幹産業とする土別市では、土づくりによる農業振興を図っており、その振興策として“堆肥の活用”を推奨しています。農繁期の堆肥散布では臭いがすることはありますが、環境に重大な影響を及ぼすような悪臭被害はありません。

【土壌】

本市においては、年に数件、灯油などの「油漏れ」による土壌汚染の事例がありますが、事後処理は適切に行われ、いずれも重大な環境汚染につながる状況には至っていません。今後も「土壌汚染対策法」等の法令に基づき対処します。

生活環境の保全における取り組み

(1) 自然豊かな土別市の空気と水を守るため、大気や水環境の保全活動を推進します。

- ・“アイドリングストップ”を推進します。
- ・低公害車の導入についての啓発等を図ります。
- ・下水道などの排水対策の充実を図ります。

(2) 住みよい土別市の創造を図り、環境汚染や住環境悪化の防止対策に努めます。

- ・市道、河川等について、各種計画に基づき整備を図ります。
- ・巡回パトロールを実施し、不法投棄、不法焼却等の発見や防止に努めます。
- ・「騒音規制法」「振動規制法」に基づき、騒音、振動の発生抑止に努めます。

●数値目標：生活環境保全				
環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	実績値 (1次) 令和7年 (2025)	目標年 (2次) 令和15年 (2033)
天塩川の水質基準 (BOD)	mg/ℓ	0.8	1.2	0.8
公共下水道接続率 (接続人口/整備区域内人口)	%	98.72	98.84	100
農業集落排水接続率 (接続人口/整備区域内人口)	%	96.52	97.46	100
合併処理浄化槽処理 人口普及率 (設置人口/市人口)	%	65.10	70.20	100
不法投棄件数	件	10	7	0

②

基本目標：野生生物の種の保存など生物の多様性の確保

（取組方針）

- 自然豊かな土別市の動植物を守るための自然保護活動を推進します。

現状と課題

【動植物】

本市には、天塩岳をはじめとした山々や天塩川などの河川といった雄大な自然があり、希少生物を含む多くの動植物が生息しています。

近年は、観光イベントやレクリエーションが多様化され、自然を活用したものが増えてきている一方、生息域を損なう行為の発生が危惧されています。本市の豊かな自然環境を守り、次世代に継承していくための保全活動の取り組みが重要となっています。



《天塩岳》

生物の多様性の確保における取り組み

- （１）土別市の動植物を守るための自然保護活動を推進します。
- ・生態系維持に向けた動植物等の自然環境の保全を推進します。
 - ・市民や各種団体が環境について学び、行動する場を提供します。

●数値目標：生物の多様性確保

環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	実績値 (1次) 令和7年 (2025)	目標年 (2次) 令和15年 (2033)
鳥獣保護区面積	ha	407	407	407
自然観察会等参加者	人	716	695	730

③

基本目標：森林、農地、河川、水辺地など、多様な自然環境の保全

（取組方針）

- 緑豊かな土別市の自然を守り育てるため、山岳、河川、湖沼、森林等の環境保全に向けた取り組みを推進します。

現状と課題

【森林】

本市は、多くの森林資源を有しており、総面積 111,922ha のうち、森林面積は 83,099ha で、全体の約 74%を占めています。

豊かな海を取り戻すための森林整備や、洪水対策のための植樹など、森林の持つ多面的な機能の重要性が認識されてきており、本市においても森林資源の整備充実、持続可能な森林経営への取り組みや、森林吸収量の一層の増加に向けた積極的な森林の若返りを図るための人材の育成、森林作業の省力化といった取り組みが必要です。

【農地】

本市の経営耕地面積は概ね 14,000ha で推移しており、地目区別では全体の 6 割が田となっています。一方、農家戸数、農家人口の減少に伴い、1 戸当たりの経営面積が増加傾向となっています。また、経営者の高齢化もあり、新たな担い手や労働力の確保が課題となっています。



《大型圃場（上土別）》

【河川】

本市は、北海道第2の大河「天塩川」の源流を占め、その悠々たる流れが肥沃な大地をつくってきました。これまで河川愛護月間（例年7月）の周知啓発や多くの親水・清掃活動を実施し、河川環境の保全に努めてきましたが、市民が数多くの恩恵を受けてきた天塩の恵みを次世代に引き継ぐため、今後も河川環境の保全、河川への愛護意識の醸成に取り組めます。

【湖沼】

岩尾内湖とボンテシオ湖は、天塩川を堰きとめたダム湖です。

それぞれの湖では、自然と人工が織りなす水辺の景色が楽しめるほか、周辺にキャンプ場やバンガローも整備されており、釣りやカヌー、ボートなどが楽しめる環境が整備されています。

これらの資源を将来にわたって利用するための持続可能な取り組みが必要です。

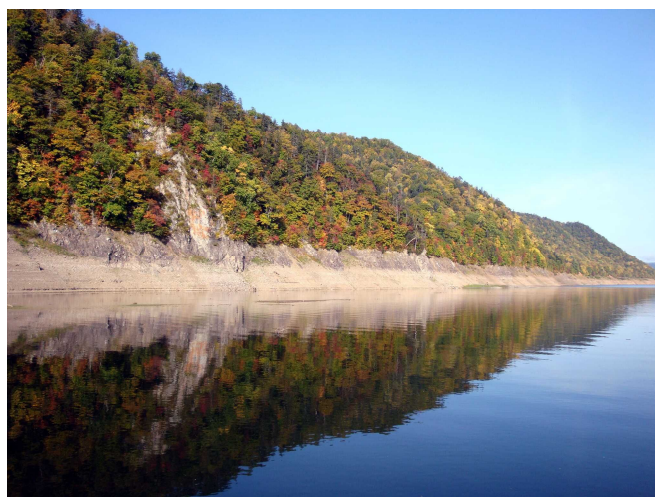
多様な自然環境の保全における取り組み

(1) 緑豊かな士別市の自然を守り育てるため、山岳、河川、湖沼、森林等の環境保全に向けた取り組みを推進します。

- ・「士別市森林整備計画」に基づく森林資源の保全育成に努めます。
- ・「士別市農業・農村活性化計画」に基づく土づくりの推進に努めます。
- ・「士別市緑の基本計画」に基づく緑地の保全に努めます。
- ・自然環境に配慮した河川整備等による環境維持、保全に努めます。

●数値目標：多様な自然環境の保全

環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	実績値 (1次) 令和7年 (2025)	目標年 (2次) 令和15年 (2033)
森林整備面積	ha	102	58.71	80
間伐面積	ha	72	15.77	30



《岩尾内湖》

④

基本目標：豊かな自然とのふれあいなど潤いと安らぎのある環境の創造

（取組方針）

- 道立自然公園「天塩岳」や北海道第2の大河「天塩川」に親しみ、山岳、河川、湖沼等において、自然とのふれあいを大切にする環境づくりに努めます。

現状と課題

「天塩岳」「天塩川」「岩尾内湖」をはじめとする自然環境が多く存在する土別市では、これらを利活用した「天塩川源流まつり」を展開するほか「天塩岳山開き登山」といった自然とふれあうことのできるイベントが多く実施されており、多くの市民がこれらに参加しています。

今後も多くの市民が自然とのふれあいを通じ、自然環境保護や環境教育の一助となるような事業推進、意識の醸成に努めます。

潤いと安らぎのある環境の創造における取り組み

（1）道立自然公園「天塩岳」や北海道第2の大河「天塩川」に親しみ、山岳、河川、湖沼等において、自然とのふれあいを大切にする環境づくりに努めます。

- ・自然とふれあえる場となる施設の整備、維持管理を図ります。
- ・河川、湖沼に生息する生物の保護に向けた取り組みを推進します。
- ・各自ごみの持ち帰りを行うなど、自然をいたわる行動を啓発します。

●数値目標：潤いと安らぎのある環境の創造

環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	実績値 (1次) 令和7年 (2025)	目標年 (2次) 令和15年 (2033)
天塩岳登山者数	人	2,450	880	900
さけ放流数	匹	2,800	850	300
岩尾内キャンプ場利用者数	人	—	5,475	5,500

⑤

基本目標：調和のとれた景観の形成による快適な環境の創造

（取組方針）

- 市民参加による緑化推進運動を計画的に展開します。
- 自然との調和がとれた景観づくりを市民との協働のもとで進め、都市と自然との共存を目指します。
- これまで歩んできた歴史を重んじ、文化財等の保護を通して地域環境の保全を推進します。

現状と課題

本市は、昭和23年に都市計画区域を設定し、昭和47年には用途地域を定め、現在まで計画的な都市計画事業を進めてきています。社会情勢の変化などにより、周辺地区での土地利用拡大が進む一方、空き店舗や空き家の増加など、中心市街地における空洞化が顕著となっていることから、都市機能の集積及び居住の誘導など、コンパクトなまちづくりの検討や周辺環境に配慮した景観の形成が必要です。

調和のとれた景観の形成における取り組み

- （1）市民参加による緑化を推進するため、運動を計画的に展開します。
 - ・緑化推進運動の実施による景観づくり、環境保全の意識醸成を図ります。
 - ・市民植樹の実施など、緑豊かなまちの形成を推進します。
- （2）自然との調和がとれた景観づくりを市民と協働で行い、都市と自然との共存をめざします。
 - ・ごみのポイ捨てをしないモラルの醸成を図るための啓発を行います。
 - ・各地域や事業所等による環境美化活動を推進します。
 - ・魅力あふれる公園や緑地の整備を図ります。
 - ・犬猫の排せつ物の処置など、ペット飼育マナーの周知に努めます。
 - ・空き地や空き家の適切な管理の指導に努めます。
- （3）これまで歩んできた歴史を重んじ、文化財等の保護を通して、地域環境の保全を推進します。
 - ・文化財や遺跡等の保護を行います。
 - ・地域の歴史・文化・景観保全活動を推進します。

●数値目標：調和のとれた景観の形成

環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	実績値 (1次) 令和7年 (2025)	目標年 (2次) 令和15年 (2033)
市民植樹・植栽数	本	38,500	19,000	16,000
都市公園数	カ所	28	28	28
都市公園面積	ha	129.2	129.2	129.2
登録指定文化財数	件	4	4	4

⑥

基本目標：廃棄物の減量化、資源の循環的な利用など循環型社会の形成

(取組方針)

- 廃棄物の適正処理及びリサイクルのさらなる推進を図ります。
- 土別市における再生可能エネルギー導入に際し、調査・研究を深めます。
- 地産地消の推進と地域資源を活かした循環型社会を推進します。

現状と課題

【廃棄物】

本市は、平成3年からビン・缶の分別収集を開始し、現在までに22分別収集を行っています。平成29年4月に環境センターが稼働となり、令和元年10月からはごみの有料化を実施しました。今後も引き続き、徹底したごみの再資源化と減量化を図ります。

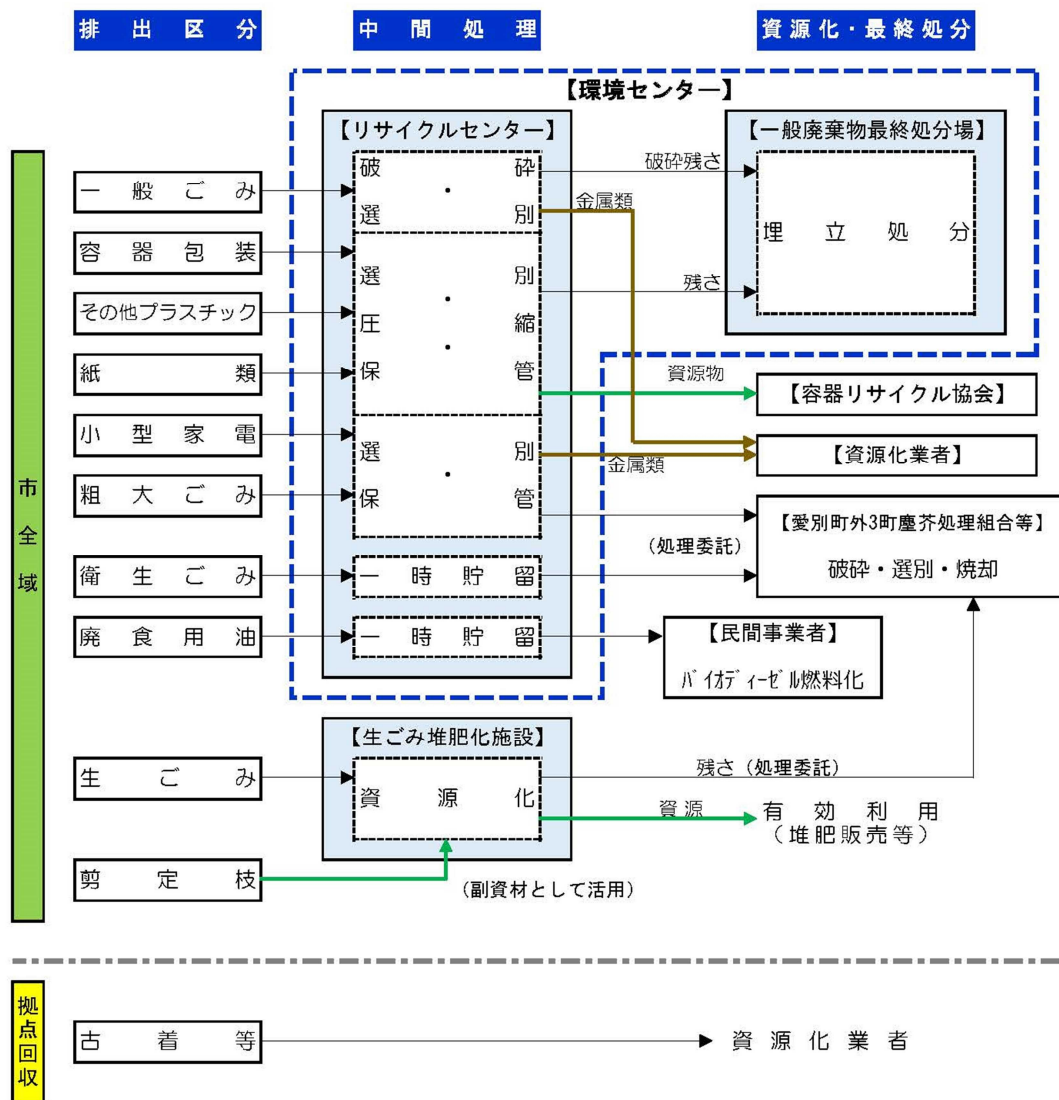


《環境センター》

【リサイクル】

本市では、廃棄物の減量化や温室効果ガスである「メタン」の排出抑制を進めるため、平成3年の「ビン・缶」を皮切りに、ペットボトル、プラスチック類、紙類などの分別を行っています。収集された廃棄物は、リサイクルセンターで中間処理され、委託により他施設で焼却されるものや最終処分場で埋め立てられるもの以外は、リサイクル（再資源化）原料として出荷しています。

士別市のごみ処理体系図



【エネルギー】

多くの家電製品の普及や生活スタイルの多様化により、エネルギーも大量に消費される時代となりました。これに伴う環境への負荷も大きな社会問題となっており、省エネルギー・新エネルギーに向けた取り組みは、国や道の先行事例も参考とするなかで将来にわたって市民に有益な体制が構築されるよう、引き続き調査・研究を深めます。また、本市では再生可能エネルギー発電施設の設置や稼働に際し、地域住民の安全と環境への影響に十分配慮すると共に、地域との適切な調和が図られることを目的に「士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定しました。



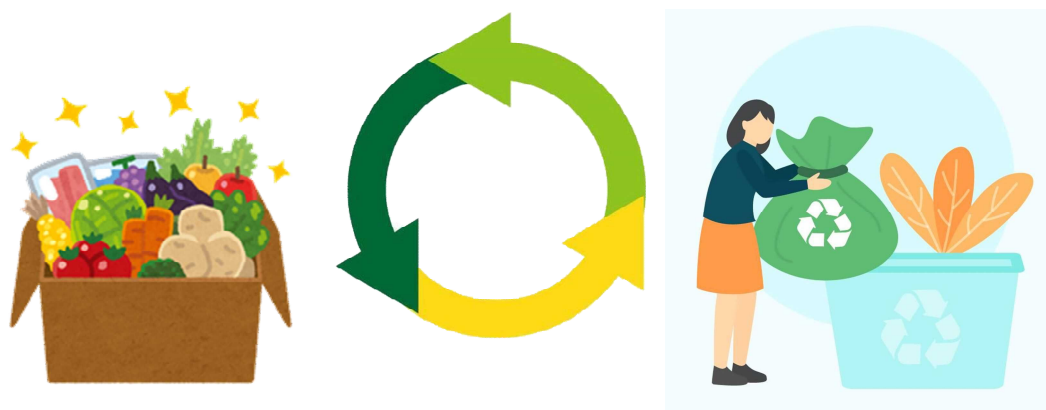
士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 (パンフレット)

【市民への啓発】

市民への分別の徹底と理解を深めるため、市内各小中学校の見学受け入れや自治会等のコミュニティ向けにごみ分別の説明会を実施するなど、ごみの減量化・再資源化の推進を図っています。

【地産地消と循環型社会】

地産地消と循環型社会は、地域の資源を地域内で活用し、廃棄物を減らして環境負荷を低減させるという点で相互に補完し合う関係にあります。地産地消は地域内の消費を促して輸送エネルギーを削減しますが、地域の廃棄物（生ごみや間伐材など）を肥料やエネルギー源として再利用する仕組みを組み込むことで、循環型社会の実現を推進します。



循環型社会の形成における取り組み

- （１）廃棄物の適正処理とリサイクルのさらなる推進を図ります。
 - ・「環境センター」の持つ機能を十分に活用し、埋立ごみの減量化とごみの再資源化に努めます。
 - ・ごみ分別に関する説明会等を開催します。
- （２）士別市における再生可能エネルギー導入に際し、調査・研究を深めます。
 - ・国や道の先行事例も参考とするなかで、将来にわたって市民に有益な体制が構築されるよう、引き続き調査・研究を深めます。
 - ・再生可能エネルギー発電施設の設置や稼働に際し、地域との適切な調和が図られるよう推進します。
- （３）地産地消の推進と地域資源を活かした循環型社会を推進します。
 - ・地元産品の利用拡大や学校給食・公共施設での地産地消を推進します。
 - ・地域内で生産された堆肥などのバイオマス資源の利活用を推進します。

●数値目標：循環型社会の形成				
環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	実績値 (1次) 令和7年 (2025)	目標年 (2次) 令和15年 (2033)
リサイクルセンター処理量	t	1,560	1,283	1,000
家畜糞尿等処理量	t	206,626	197,441	197,400

⑦

基本目標：地球温暖化防止、オゾン層保護など地球環境の保全

(取組方針)

- 土別市地球温暖化対策実行計画に基づき、限りある資源を大切にするとともに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会・ゼロカーボンシティの実現を目指す取組を推進します。
- 環境に対する市民の理解を深めるための学習活動を推進します。
- インターネットやSNSの活用のもと、環境に関する情報公開を行い、情報を共有することにより環境に対する共通理解を図ります。

現状と課題

【地球温暖化】

温室効果ガスの排出による地球温暖化により、異常気象（洪水、干ばつ、熱波など）の増加や生態系へ影響、農業や水資源への悪影響などが増加し、世界的な課題となっています。



【第2次士別市地球温暖化対策職員実行計画】

「日常業務における取り組み」「施設改修等における取り組み」「職員の意識啓発に向けた取り組み」の3つに分類し、温暖化防止に努めています。

【士別市地球温暖化対策実行計画】

士別市として令和4（2022）年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。行政・市民・事業者が一体となって地球温暖化対策を推進し、最終的に国が掲げる脱炭素社会・ゼロカーボンシティの実現を目指すことを目的として計画を策定しました。

【士別市バイオマス資源堆肥化施設】

平成25（2013）年から稼働している堆肥化施設で、地域の廃棄物（生ごみや間伐材など）を堆肥化し、有効利用することで温室効果ガスの排出削減に努め、さらに農地の地力増強及び有機農業の推進を図っています。



《バイオマス資源堆肥化施設》

【環境学習・環境教育】

環境保全活動を推進するためには、わたしたち一人ひとりの活動が環境とどのような関わりをもち、どのような負荷を与えているのかを認識し、環境に配慮した活動を実践することが大切です。そのためには、学校における環境教育や家庭・地域・職場における環境学習を通して、環境を保全し、よりよい環境を創出するための豊かな感性を育む必要があります。

地球環境の保全における取り組み

- (1) 士別市地球温暖化対策実行計画に基づき、限りある資源を大切に、温室効果ガス排出等による地球温暖化などの影響を減らすための取り組みを推進します。
- ・地球温暖化の防止を図るためには、各自の意識・行動の積み重ねが重要であることから、広報等を通じた市民への意識啓発を推進します。
 - ・不要なものは買わない、もらわないことを徹底し、ごみの発生を抑制します。
 - ・ごみの減量化につながる「5R」の取り組みの推進、啓発等に努めます。
 - ・不用品リユースの機会を提供します。
 - ・各種イベント等での廃棄物の量を抑制するため「リユース食器」の利用を促進します。
 - ・省電力により地球温暖化防止につながるLED照明の普及を促進します。
- (2) 環境に対する市民理解を深めるための学習活動を推進します。
- ・各学校や職場、団体等が実施する環境に関する学習会、研修会等の自主的な環境学習活動を推進します。
 - ・環境保全に関する啓発活動を推進します。
- (3) インターネットやSNSの活用のもと、環境に関する情報公開を行い、情報を共有することにより環境に対する共通理解を図ります。
- ・士別市ホームページの内容の充実を図ります。
 - ・市広報の積極的な活用を図ります。
 - ・各関係機関、団体等からの情報を提供し、共有化を図ります。
 - ・SNS等を活用した幅広い告知、啓発活動を行います。

●数値目標：地球環境の保全

環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	実績値 (1次) 令和7年 (2025)	目標年 (2次) 令和15年 (2033)
ごみ総排出量	t	8,661	5,436	4,155
市民1人1日当たり	g	1,186	913	853
ノーレジ・マイバック 運動普及率	%	91.3	92.0	95.0
LED防犯灯設置率	%	20.1	73.1	95.0

第3章 推進体制と進行管理

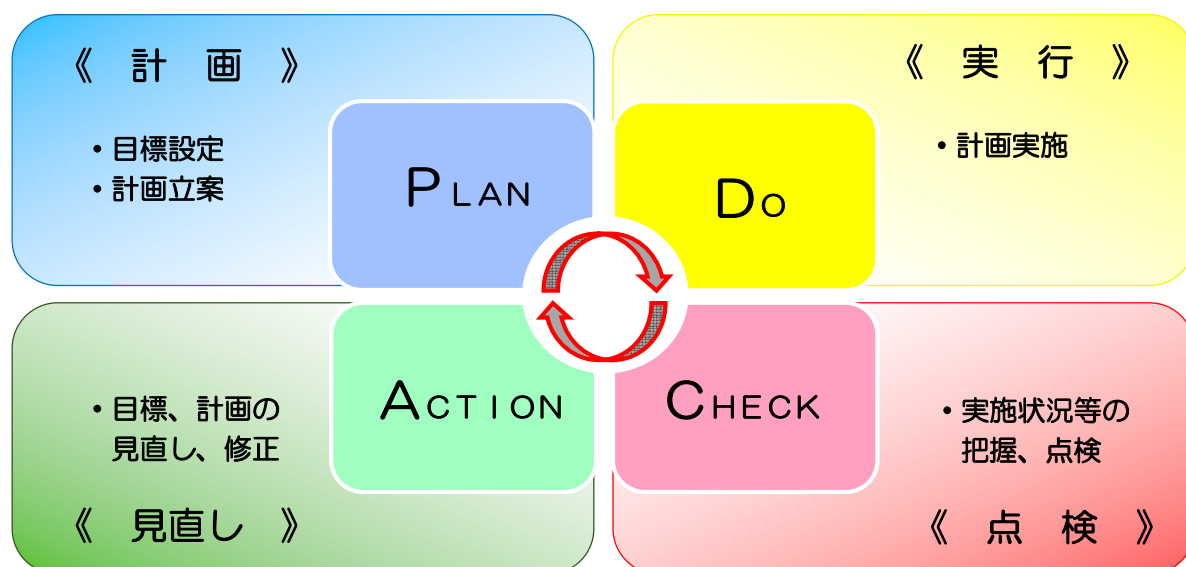
① 計画の推進体制

本計画を着実に推進するため、取り組みの主体となる市民、事業者、市がそれぞれの役割と責任を認識し、協働して環境活動を行うことが大切です。計画の進行管理は以下のような体制で進めていきます。



② 計画の進行管理

本計画に定める施策の進捗状況については、PDCAサイクルを活用して点検・評価を行い、目標達成に向けた課題を解決しながら、適時改善を図っていきます。



③ 意見の反映

本計画に定める施策の推進において「土別市環境審議会」に報告を行い、提言等を踏まえた取り組みを進めます。また、ホームページ等による意見募集の手続きを有効に活用し、環境施策に対する市民意見の把握、反映に努めます。

④ 計画の見直し

本計画の進捗状況の点検・評価の結果や人口減少・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

●用語解説

■あ行

・温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称である。大気中に微量に含まれる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、フロンなどが、温室効果ガスと言われている。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。

■か行

・カーボンニュートラル

排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同量であるため二酸化炭素が増えない、という概念のこと。

・環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

・環境基準点

水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域には、環境基準の類型が指定されている。環境基準点は、この指定された水域について、環境基準の維持達成状況を把握するための地点。環境基準点は水域の利用目的との関連等を考慮して地点が選定され、水質測定は環境庁の定める統一的な方法で行われる。

・気候変動適応計画

気候変動適応法に基づいて 2018 年に策定されたもの。気候変動による影響を最小化または回避し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目的としている。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

■さ行

・再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、枯渇せず繰り返し利用できる自然のエネルギーのこと。石油や石炭のような化石燃料とは異なり、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をほとんど排出せず、持続可能な社会を目指す上で重要なエネルギー源として注目されている。

・新エネルギー

公的には日本における新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことを指す。

・資源循環型社会

ごみが出ないようにしつつも、つかえる資源を捨てずに活用し、多くの資源を循環させることで地球環境へ負担をかけないようにする社会のこと。

・ゼロカーボンシティ

2050年までに二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質ゼロにすることを目指す都市のこと。

■た行

・脱炭素社会

二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す社会。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を最大限削減し、どうしても排出される分は、森林などによる吸収や技術で除去することで、排出量と吸収量の差し引きをゼロにする考え方。地球の気温上昇を抑えることを目的とした「カーボンニュートラル」の実現を目指す。

・地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことを言う。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解による海面の上昇や、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。

・地球温暖化対策計画

日本の地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合的な計画。温室効果ガス削減目標のほか、事業者が講じるべき措置や、国・地方公共団体が実施する施策などが定められている。これは2016年に閣議決定され、その後改訂を重ねており、最新の計画（2025年2月閣議決定）では、2035年度に2013年度比60%、2040年度には同73%の削減を目指す新たな目標が示されている。

・地域循環共生圏

地域に存在する自然や文化などの資源を最大限に活用し、環境・経済・社会の課題を同時に解決する事業（ローカルSDGs事業）を地域内で生み出し続けることで、自立した地域社会を形成し、さらに各地域が持つ個性を活かして互いに支え合う「自立・分散型社会」を目指す考え方。

- **地域分散型エネルギーシステム**

比較的小規模で、地域や消費される施設に近い場所にあるエネルギー等を活用しながら、エネルギー供給を行うシステム。

- **特定建設作業**

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

- **都市計画区域**

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として指定されたもの。

都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは、「市街化区域」及び「市街化調整区域」に区分（線引き）し、さらに市街化を誘導する市街化区域等については、用途地域をはじめとする地域地区等を定める。

■は行

- **バイオマス**

「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指す。動植物や微生物に由来する資源でエネルギー源として利用でき、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収して生成されるため、利用時に排出される二酸化炭素と相殺され、大気中の二酸化炭素を増やさない「カーボンニュートラル」な資源と考えられている。

- **パリ協定**

2015年に採択された、2020年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みのこと。先進国・途上国を問わず、すべての参加国が温室効果ガス削減目標（NDC）を設定している。

■や行

- **用途地域**

都市計画では、都市を住宅地、商業地、工業地など12種類に区分し、これを「用途地域」として定めている。

都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものが集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができるが、種類の異なる土地利用が混じっていると、互いの生活環境や業務の利便が悪くなる恐れがある。用途地域が指定されている地域においては、建築物の用途の制限とあわせて、建築物の建て方のルールが定められている。これによって、土地利用に応じた環境の確保が図られるようになっている。

■英数字

• COP15

正式名称は「生物多様性条約第15回締約国会議」。2022年にカナダのモントリオールで開催され、2030年までの生物多様性の保全を定めた「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、陸と海の30%を保護する「30by30」目標などが盛り込まれた。

• COP26

正式名称は「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」。COPとは、“Conference of the Parties”の略で条約に参加する国々の会議という意味。2021年にイギリス・グラスゴーで開催され、地球温暖化対策について話し合われた。

• GX推進戦略

グリーントランスフォーメーションの略で2050年の温暖化ガス排出の実質ゼロに向けて、脱炭素と経済成長の両立を狙う政府の戦略を指す。2023年5月に成立したGX推進法が土台となる。

• PDCAサイクル

「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方。

• PM2.5

微小粒子状物質のことを言い、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子である。

PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

• SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2030年までに地球上の貧困や気候変動などの問題を解決し、「誰一人取り残さない」より良い世界を作るための国際目標。17の大きな目標と169の具体的なターゲットから成り、先進国・途上国を問わず、すべての人々が取り組むことが求められている。

• 5R

消費者が取り組むことのできる、ごみの量を減らすための5つの行動。全て英語の頭文字“R”から始まることから“5R”と呼ばれている。

- ①Reuse（リユース）：繰り返し使う
- ②Reduce（リデュース）：ごみをつくらない（発生させない）
- ③Recycle（リサイクル）：再生利用する
- ④Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る
- ⑤Repair（リペア）：修理して使う





第 2 次士別市環境基本計画

令和 8 年 3 月

発 行 士別市
企画編集 士別市建設環境部都市環境課

〒095-8686

士別市東 6 条 4 丁目 1 番地

T E L 0165-23-3121

F A X 0165-23-4790

<http://www.city.shibetsu.lg.jp/>

